

# 公 示 書

東京都立川市緑町4-2に所在する「立川地方合同庁舎」の民間収益施設の営業を希望する者の募集を、下記のとおり公示する。

令和6年4月30日

立川地方合同庁舎管理庁  
関東財務局東京財務事務所立川出張所長 笠井 聡

## 記

### 1. 募集施設

(1) 次の施設の営業を希望する者。

にぎわい施設1階店舗	75.63㎡	1者
にぎわい施設2階店舗	88.50㎡	1者
にぎわい施設2階展示場	73.56㎡	1者

※複数施設の応募も可とする。

(2) 施設使用は有償。施設営業に必要な光熱水料は別途業者側の実費負担とする。また、1年のうち1日間、庁舎保守に伴う全館停電のため、営業できない日がある。

### 2. 使用許可期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで。  
但し必要に応じ5年を超えない期間で更新することができる。

### 3. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 公募説明会当日に出席しない者の応募は認めない。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、

理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。

#### 4. 説明資料の配布

説明資料の配布を希望する者は、下記の受付場所へ来所するか、電子メールによりその旨連絡すること。

##### (1) 受付場所

東京都立川市緑町4番地2 立川地方合同庁舎7階  
関東財務局東京財務事務所立川出張所管財課合同庁舎管理係  
電話番号：042-524-2195  
E-mail: gocho.tachikawa@kt.lfb-mof.go.jp

##### (2) 配布期間

令和6年4月30日(火)から令和6年5月22日(水)  
9:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く平日のみとする)  
電子メールによる連絡の場合、上記期間内であれば時間帯を問わない。

#### 5. 説明会

日時：令和6年5月24日(金) 14時00分から

場所：〒190-8575

東京都立川市緑町4-2

立川地方合同庁舎7階 専用会議室

内容：企画提案書等の作成要領及び施設の概要などに関する説明。

注意事項：説明資料の交付を受けていない者の説明会への参加は認めない。

#### 6. 施設使用者の選定方法

審査委員会を設置し、企画提案書及び見積書の内容について審査し、選定する。

7. 企画提案書及び見積書の受付

日 時：令和6年5月27日（月）から令和6年5月31日（金）  
9：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く平日のみとする）

8. 企画提案書及び見積書の受付場所

〒190-8575

東京都立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎7階

関東財務局東京財務事務所立川出張所管財課 合同庁舎管理係

TEL：042-524-2195

電子メールにより企画提案書及び見積書を提出する場合は、下記のメールアドレスへ送信すること。

【メールアドレス】gocho.tachikawa@kt.lfb-mof.go.jp

9. 施設使用料について

提出された「見積書」に記載された金額を施設使用料として決定する。ただし、当該金額が当局で算定した予定価格以上であった場合に限る。

10. その他（本件に関する問い合わせ先）

関東財務局東京財務事務所立川出張所 管財課 合同庁舎管理係

電話番号 042-524-2195